

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	自治協働課
委 託 業 務 名	市民センターガス空調設備保守点検業務
委託業務場所	大津市湖青一丁目
概 要	・小野、唐崎、滋賀、平野、富士見、南郷、大石、田上、青山の 9 市民センターに設置のガス空調設備の保守点検業務 ・定期点検回数 年 1 回
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 3 月 2 6 日
契 約 金 額	1, 4 5 9, 4 8 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号 〔名 称〕 大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部
契約相手方の選 定 理 由	当該委託において保守点検を実施する市民センター設置のガス空調設備は大阪瓦斯株式会社がガス空調設備メーカーとの共同開発で製造した製品であり、このガス空調設備の保守点検は、大阪瓦斯株式会社が開催する技能認定講習により認定を受けた技能認定資格を有する技術員でなければ実施できない。なお、当該講習は大阪瓦斯株式会社および関連子会社の社員に限り受講できるものである。 関連子会社はいずれも部分的な修理のみを扱っていることから、当該委託業務であるガス空調設備保守点検契約制度は大阪瓦斯株式会社でのみ対応可能である。したがって大阪瓦斯株式会社が当該業務を遂行することのできる唯一の業者である。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。